

執務資料編

- 1 タンク検査済証の記載要領等
- 2 製造所等における変更工事の取扱い
- 3 製造所等の危険物配管に係る規制要領
- 4 電気設備の基準
- 5 雨水侵入防止措置に関する指針
- 6 保有空地内の植栽に係る運用基準
- 7 タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準
- 8 屋外貯蔵タンクの高さの等の算定方法
- 9 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について

1 タンク検査済証の記載要領

1 「水張又は水圧検査の別」の欄

当該貯蔵タンクの最大常用圧力の絶対値が、5 kPaを超えるものにあつては、「水圧検査」と記載し、5 kPa以下のものにあつては、「水張検査」と記載すること。

2 「検査圧力」の欄

(1) 当該貯蔵タンクの最大常用圧力の絶対値が、5 kPaを超えるものにあつては、次により記載すること。

ア 検査圧力は、最大常用圧力の絶対値の1.5倍とすること。(表1の計算例参照)

イ 検査圧力の数値は、アの計算結果の数値に小数第2位以下の端数があるときは、これを切り上げて小数第1位までとすること。

ウ 検査圧力の単位は、「kPa」であること。

(2) 貯蔵タンクの最大常用圧力の絶対値が、5 kPa以下のものにあつては、「常圧」と記載すること。ただし、地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクについては、最大常用圧力が46.7kPa未満のものをいう。

3 タンクの構造の「形状」、「寸法」、「材質記号及び板厚」及び「容量」の欄

表2の記載例及び次に掲げる事項を参考にして記載すること。

(1) 「材質記号、板厚」の欄

ア 各部材の材質が同一であるときは、次の例により記載する方法もあること。

上部鏡板 5 mm
SS400 側板 6 mm、5 mm
下部鏡板 6 mm

イ 各部材の材質が同一であるときは、次の例により記載する方法もあること。

SS400 側板、上部・下部鏡板 6 mm

ウ タンク内面にライニング施工されているもの

(ア) 一部に施工されているもの

蓋板 SS400 6 mm、ライニング SUS304L 2 mm
側板 SUS304L 6 mm
下部鏡板 SUS304L 6 mm

(イ) 全面に施工されているもの

胴板 SS400 6 mm
鏡板 SS400 6 mm
ライニング SUS304 2 mm

エ タンクに二重板が使用されているもの

天板 (内部) SUS304 2 mm、(外部) SS400 6 mm
側板 SUS304 2 mm
下部鏡板 SUS304 2 mm

オ 側板の板厚が複数ある場合は、最小厚さ及び最大厚さを記載することができるものであること。

カ ジャケットの材質及び板厚の記載は、必要ないこと。

キ 中仕切タンクは、(3)によること。

(2) 「容量」の欄

ア 許可容量を記載すること。

なお、他行政庁の許可にかかる貯蔵タンクの場合は、申請者が完成検査前検査申請書に記載した容量とすること。ただし、この容量は、規則第2条及び第3条を満足するものであること。

イ 単位は、kL又はLとすること。

なお、固体の危険物を貯蔵する場合は、kgを併記すること。

(3) 中仕切タンクの記載要領

ア 「形状」及び「寸法」の欄は、表2の例によること。

イ 「材質記号、材質」の欄には、仕切板の材質記号及び板厚も記載すること。

ウ 「容量」の欄は、タンク全体の許可容量を記載すること。

4 「検査年月日」の欄

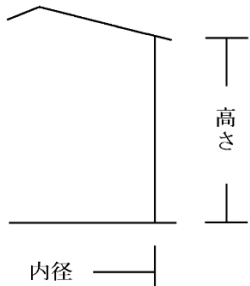
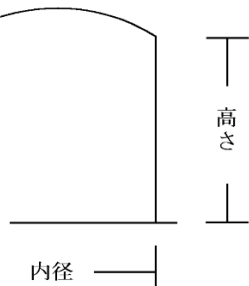
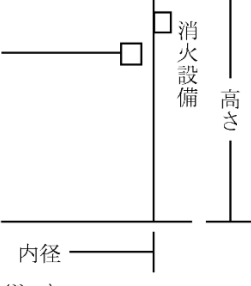
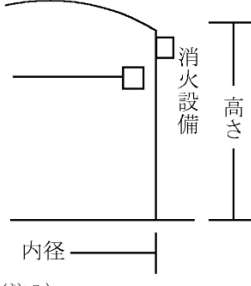
「タンク検査済証 正」の検査年月日の年については、元号と西暦を併記すること。

「タンク検査済証 副」の検査年月日の年については、西暦のみ刻印すること。

表1 検査圧力の計算例

No.	最大常用圧力	計算式	検査圧力
1	15.5kPa	$15.5 \times 1.5 = 23.25$	23.3kPa
2	-10kPa	$ -10 \times 1.5 = 15$	15kPa
3	F.V. (完全真空)	$ 0-760 \times 13.6 \times (9.8/1000) \times 1.5 = 151.9$	152kPa

表2 タンク検査済証記載例

		例 1	例 2	例 3	例 4
構造略図					
	形状	縦置円筒型 (コーンルーフ)	縦置円筒型 (ドームルーフ)	縦置円筒型 (フローティングルーフ)	縦置円筒型 (ドームルーフ・浮蓋付) 又は (コーンルーフ・浮蓋付)
	寸法	内径 ○○○○mm 高さ ○○○○mm	同 左	同 左	同 左
	材質記号及び板厚	屋根板 **** ○○mm 側板 **** ○, ○, ○mm 底板 **** ○○mm (アニュラ板 **** ○○mm)	同 左	同 左	同 左 及び 浮蓋 **** ○○mm

タンク検査済証記載例

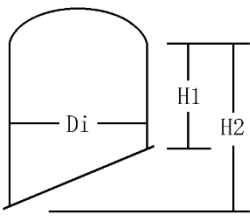
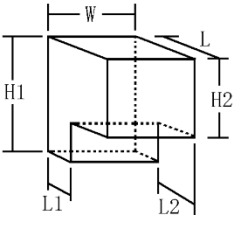
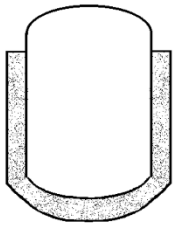
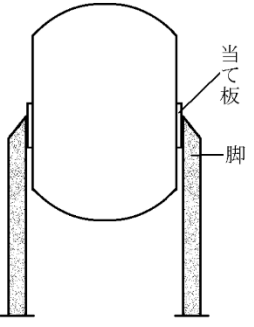
		例 5	例 6	例 7	例 8
タンク の 構 造	構造略図				
	形状	縦置円筒型	縦置円筒型	縦置円筒型	縦置円筒型
	寸法	内径 ○○○○mm 胴長 ○○○○mm 鏡出 各○○mm	内 径 ○○○○mm 上部鏡出 ○○○○mm 胴 長 ○○○○mm 下部鏡出 ○○○○mm	内径 ○○○○mm 高さ ○○○○mm	同 左
	材質 記号 及び 板厚	上部鏡板 **** ○○mm 側 板 **** ○○mm 下部鏡板 **** ○○mm	上部鏡板 **** ○○mm 側 板 **** ○○mm 下部円錐鏡板 **** ○○mm	天 板 **** ○○mm 側 板 **** ○, ○, ○mm 底 板 **** ○○mm	蓋 板 **** ○○mm 側 板 **** ○, ○, ○mm 底 板 **** ○○mm

		例 9	例 10	例 11	例 12
タンク の 構 造	構造略図				
	形状	縦置円筒型	縦置円筒型	縦置円筒型	縦置円筒型
	寸法	内 径 ○○○○mm 胴 長 ○○○○mm 下部鏡出 ○○○mm	同 左	同 左	同 左
	材質 記号 及び 板厚	天 板 **** ○○mm 側 板 **** ○○mm 下部鏡板 **** ○○mm	天 板 **** ○○mm 側 板 **** ○○mm 下部円錐鏡板 **** ○○mm	蓋 板 **** ○○mm 側 板 **** ○○mm 下部鏡板 **** ○○mm	蓋 板 **** ○○mm 側 板 **** ○○mm 下部円錐鏡板 **** ○○mm

タンク検査済証記載例

		例 13	例 14	例 15	例 16
タンクの構造	構造略図				
	形状	横置円筒型	横置円筒型	横置円筒型	球形
	寸法	内径 ○○○○mm 胴長 ○○○○mm 鏡出 各○○○mm	内径 ○○○○mm 胴長 ○○○○mm	長径 ○○○○mm 短径 ○○○○mm 胴長 ○○○○mm 鏡出 各○○○mm	内径 ○○○○mm
	材質記号及び板厚	胴板 **** ○○mm 鏡板 **** ○○mm	胴板 **** ○○mm 鏡板 **** ○○mm	胴長 **** ○○mm 鏡板 **** ○○mm	実状による
		例 17	例 18	例 19	例 20
タンクの構造	構造略図				
	形状	角型	角型	角型（下部角錐）	角型（下部角錐）
	寸法	縦 ○○○○mm 横 ○○○○mm 高さ ○○○○mm	縦 ○○○○mm 横 ○○○○mm 高さ ○○○○mm	縦 ○○○○mm 横 ○○○○mm 胴長 ○○○○mm 下部鏡出 ○○○○mm	同 左
	材質記号及び板厚	天板 **** ○○mm 側板 **** ○○mm 底板 **** ○○mm	蓋板 **** ○○mm 側板 **** ○○mm 底板 **** ○○mm	天板 **** ○○mm 側板 **** ○○mm 下部角錐鏡板 **** ○○mm	蓋板 **** ○○mm 側板 **** ○○mm 下部角錐鏡板 **** ○○mm

タンク検査済証記載例

		例 21	例 22	例 23	例 24
構造略図	構造略図	 (注5) 底板は一様傾斜	(注6) 下部の突出部がたまたます状の場合は無視すること  $L1 > L2$; 高さ H1 (一部 H2) $L1 < L2$; 高さ H2 (一部 H1)	 ジャケット	 当て板 脚
	形状	縦置円筒型	角型	縦置円筒型 (ジャケット付)	縦置円筒型 (脚付)
	寸法	内 径 Di mm 高 さ H1～H2 mm	縦 L mm 横 W mm 高 さ H1mm (一部 H2 mm) [但し L1 > L2 の場合]	例5～例22と同様 (タンク本体についてのみ記載)	
	材質記号及び板厚	例1～例4, 例7, 例8, 例17及び例18と同様	例17及び例18と同様	同上	

2 製造所等における変更工事の取扱い

「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（H. 14. 3. 29 消防危第49号、以下「49号通知」という。）に伴う、消防法第11条第1項後段の変更許可の手続きを要しない軽微な変更工事（増設、移設、改造、取替、補修、撤去又は変更）の範囲及びその手続き方法の運用基準は次によること。

1 基本的事項

- (1) 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）のみの変更工事が行われる場合において、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものとし、市危規則第9条に基づく変更届を事前に行うことをもって足りるものであること。

（運用解説）

- 1 非対象設備のみの変更工事が行われる場合において、位置に変更が生じない場合は変更許可を要しないものであるが、この場合の「位置の変更」とは区画の増加を伴う場合（区画を設定しない施設にあっては、保有空地の増加を伴う場合）に限られるものであること。
 - 2 含油排水等危険物を含む液体を静置分離して回収する等の処理を行う設備、ハイポリマーの乾燥機器及び危険物蒸気を微量放出する設備等は、危険物判定試験により対象設備に該当するか否かの判断をすること。
 - 3 危険範囲内に存する電気設備を有する非対象設備は、電気設備の基準を満足するものに限られるものであること。
- (2) 危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事については、位置、構造及び設備の基準（以下単に「基準」という。）との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要が生ずるが、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合は、軽微な変更工事として事前に届出を行う、又はこれを届出しないで変更許可を要しないものとするができること。

2 具体的運用に関する事項

- (1) 非対象設備のみの変更工事が行われる場合であって、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、設備機器配置図、機器リスト及びフローシートの記載内容に変更を生ずるものに限り、事前に資料提出を行うことをもって足りるものであること。

（運用解説）

- 1 非対象設備に係るフローシートの記載要領は、次によること。

- (1) 機器は、配管の一部とみなされる程度のフィルター等小規模のものを除き、すべて記載すること。
- (2) 配管等移送設備は、機器間を連絡するもののうち主要なもののみで表すことができること。
- (3) 非対象設備のみに係る緊急停止設備が存する場合は、上記(1)及び(2)に記載された範囲内

で、最大限記載すること。

2 非対象設備のみの変更工事で電気設備の変更を伴う場合であっても、当該電気設備に係る工事については、非対象設備の変更に附随する工事とみなして差し支えないこと。

3 非対象設備のみの変更工事に係る提出図書は、原則として設備機器配置図、機器リスト及びフローシートで足りるものであること。

(2) 対象設備又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事であって、工事の内容が軽微であるが、なお基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「資料の提出を要する軽微な変更工事」として事前に変更の内容を資料提出するものとし、この場合において、変更の内容が基準の内容と関係がないとき、又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認した上で変更許可の手続きを要しないものとするができること。

なお、この場合において、資料提出に添付する資料は、変更の内容を上記の観点から判断する上で必要な最小限のもので足りること。

(運用解説)

文言上は非対象設備であっても、法第10条第4項の基準の対象となるものについては、原則として変更許可を要するものであるため、別記1の例示により取り扱うこと。

(3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と、上記(1)及び(2)の「資料の提出を要する軽微な変更工事」が同時に行われる場合には、変更許可申請書に(1)又は(2)の資料を添付して提出しても差し支えないものであるが、(1)又は(2)の変更に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものであること。

(4) 上記変更工事において、溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事であり、安全対策上仮設防火塀を設置して行う場合にあっては、第1章第2節各種届出書2によること。

(5) 上記(2)の「資料の提出を要する軽微な変更工事」及び(10)の「資料の提出を要しない軽微な変更工事」に関する具体的な判断資料については別記1のとおりであるが、別記1の第2及び第3の運用にあたっては、変更工事が「第1 定義」の増設、移設、改造、取替、補修、撤去又は変更のいずれに該当するかを判断し、申請区分を決定すること。

(6) 別記1に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例のいずれかと類似又は同等であると認められるものについては、同じ扱いをするものであり、この場合にあっては、事前に相談すること。

(7) 別記1に掲げられている各変更工事は一般的な例示であり、あくまでも最終的には、個々の変更内容を当該製造所等の基準及び火災予防上又は安全対策上の全体的な観点で判断することとし、この基準によることがふさわしくない場合は、その都度協議して決定すること。

したがって、資料提出に伴い、変更工事の具体的内容から判断して変更許可の手続きを要する場合もあること。

(8) 特例処理を要する変更工事にあつては変更許可とし、特例処理を要しない変更工事にあつては、その内容により申請区分を判断すること。

(9) 「資料の提出を要する軽微な変更工事」の手続きについては、当該変更工事に伴いその記載内容に変更を生じることとなる許可申請書の添付書類を事前に差替え等によって変更後の内容に修正すること。

- (10) 変更の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」として資料提出を行うことなく、変更許可を要しないものとするができるが、この変更工事を実施したことにより、申請図書と工事後の状況が異なるものにあつては、図書の差替え又は修正等によりその整合性を図ることに努めること。
- (11) 移動タンク貯蔵所において危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外を行う場合で、申請者からその証明の申し出があつた場合は、資料提出関係書類をもって充てるものとする。

3 製造所等の危険物配管に係る規制要領

2以上の製造所等の相互間又は、製造所等と他の施設が配管で連結されている場合の危険物配管の附属範囲及び申請手続きは、次によるものとする。

1 区分の方法

(1) 原則

ア 連絡配管は送り出し側の施設に所属させることを基本とする。

イ 複数の施設が共用する配管については、いずれかの施設に所属させることとし、その規制範囲については、設置者の意向を考慮し決定することとする。

(2) 施設の種別ごとの区分の方法（移送取扱所を除く。）

送り出し側の施設に所属する配管の範囲は、受け入れ側の施設の種別ごとに、次に掲げるところによること。

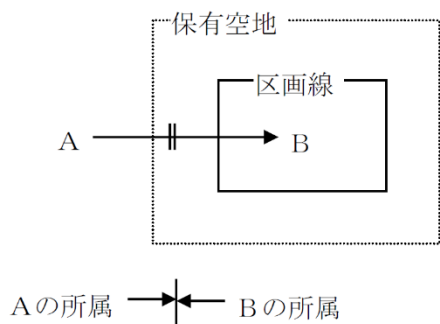
ア 製造所、一般取扱所、屋内タンク貯蔵所、給油取扱所

(ア) 受け入れ側の施設の保有空地へ入った直後のバルブ又はフランジ（以下「第一バルブ等」という。）手前まで。

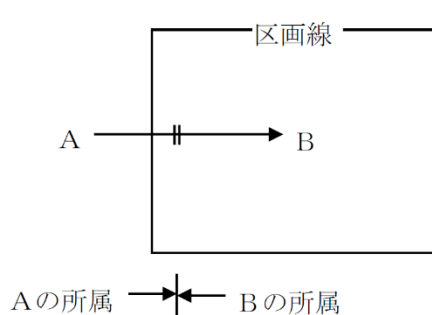
(イ) 受け入れ側の施設が保有空地を要しない場合は、区画内の第一バルブ等の手前まで。
ただし、当該配管が区画線において壁体等を貫通する場合は、貫通部外面までとする。

(ウ) 埋設配管であって、当該配管が受け入れ施設の保有空地線（保有空地を要しない施設にあつては区画線。以下「保有空地線等」という。）を埋設状態で通過する場合は、当該保有空地線等までとする。

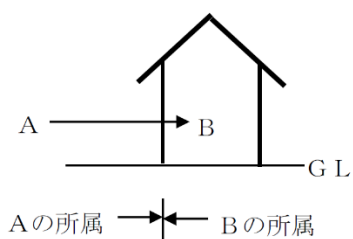
(例) (ア) の例



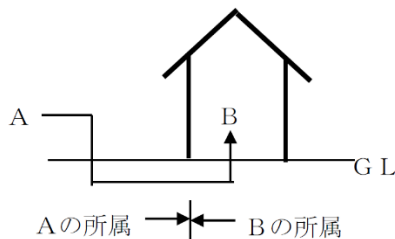
(イ) の例



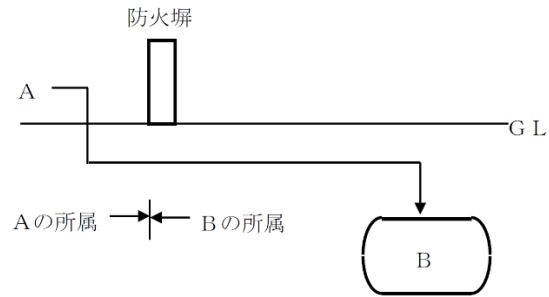
(イ) の例（壁体等を貫通する場合）



(ウ) の例



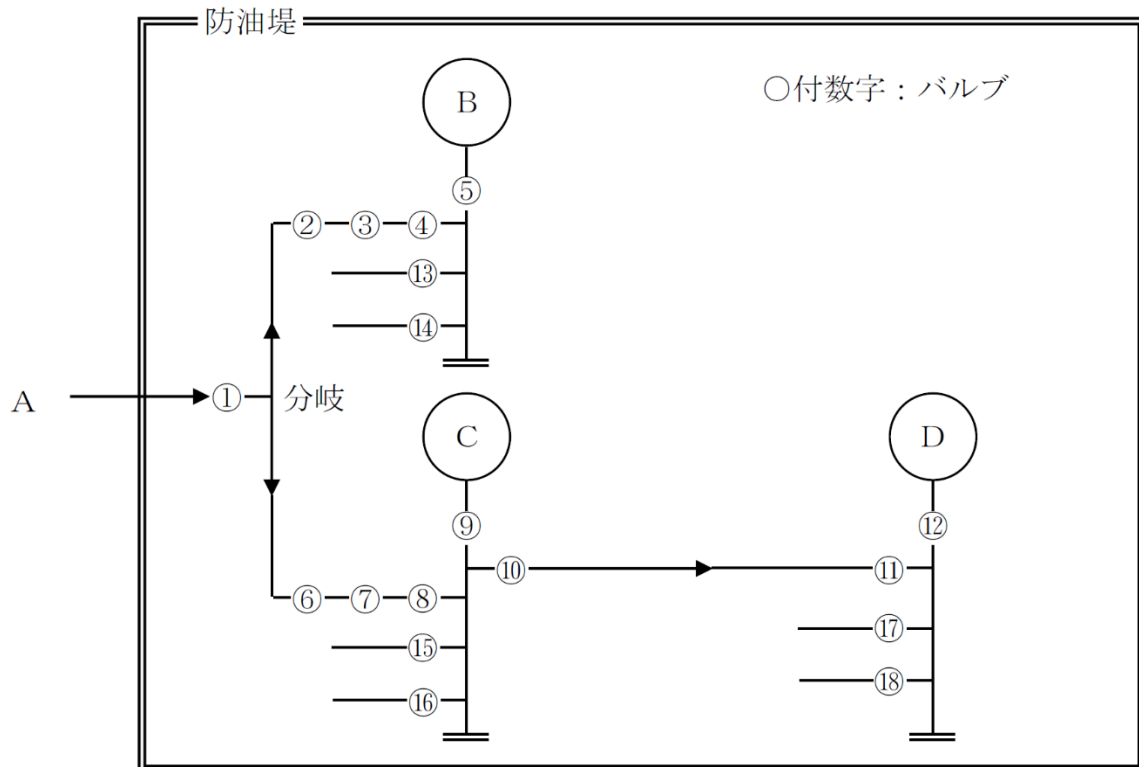
(ウ) の例



イ 屋外タンク貯蔵所

原則として、タンクの前バルブ手前までとする。

なお、受け入れ配管が、当該タンク専用の配管である部分にタンク元バルブ以外のバルブを設ける場合（当該タンクの防油堤内に設けるものに限る。）にあつては、当該バルブまでとして差し支えない。



※ 1

分岐からタンク B の配管は専用配管であるため、A の配管範囲は、バルブ②、③、④又は⑤のいずれかのバルブまでとすることができる。

なお、バルブ⑤までとする場合は、⑤バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

※ 2

A からタンク C、タンク D へ送油することを目的に配管が敷設されている場合は、分岐からタンク C への配管は、タンク D への配管との兼用であり、タンク C の

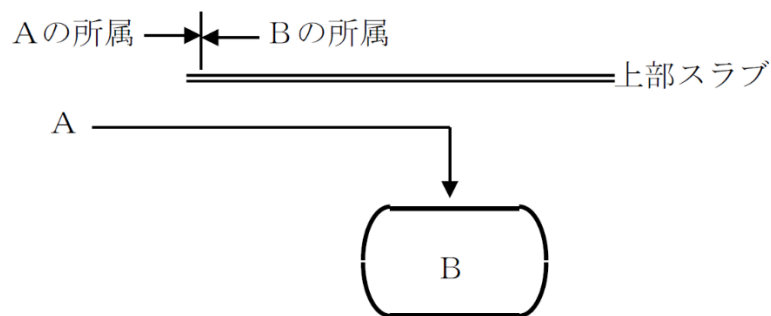
専用配管とはみなさない。また、バルブ⑩の下流は、※１の場合と同様に専用配管である。したがって、Ａの配管範囲は、分岐からバルブ⑨の手前まで及びバルブ⑩（又は、バルブ⑪、バルブ⑫のいずれか、※１の例による。）までとなる。

なお、バルブ⑫までとする場合は、⑫バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

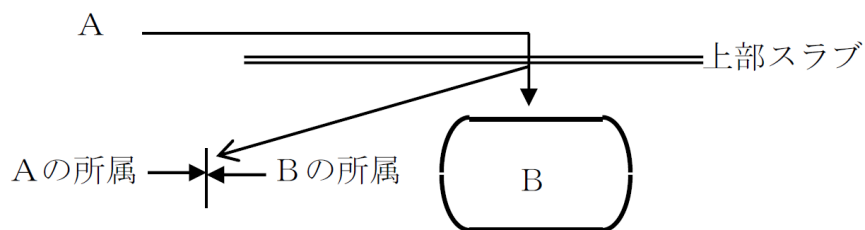
ウ 地下タンク貯蔵所

タンクの前バルブ手前までとする。ただし、地下タンクへの受け入れ配管がタンク上部のスラブ下部に埋設されている場合は、当該スラブの端までとし、スラブを貫通する場合にあつては貫通部外面までとする。

（例） 地下タンクの例（スラブ下部に埋設する場合）



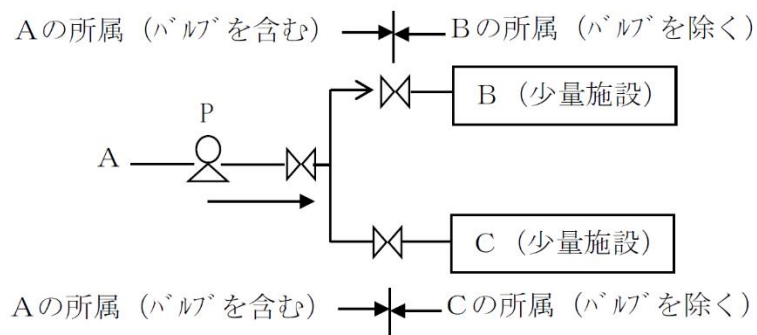
地下タンクの例（スラブを貫通する場合）



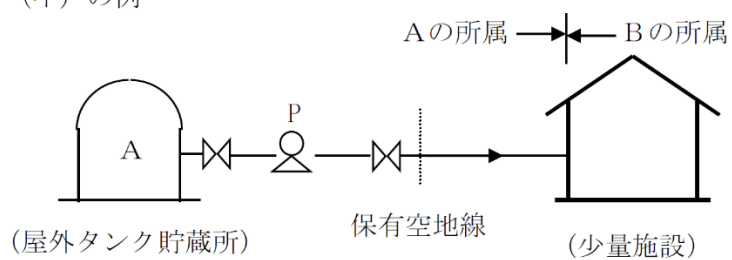
エ 指定数量未満の施設

- （ア） 一日に指定数量以上の危険物が通過する配管及びポンプ設備等については、分岐後指定数量未満の通過量となるバルブまでを送り出し側の所属とする。
- （イ） 一日に指定数量未満の危険物が通過する配管及びポンプ設備等については、受け入れ側の施設の形態ごとに前記ア又はイの例に準ずること。
- （ウ） 製造所等からの送り先が少量未満の施設である場合は、配管についてのみ当該製造所等の所属とする。

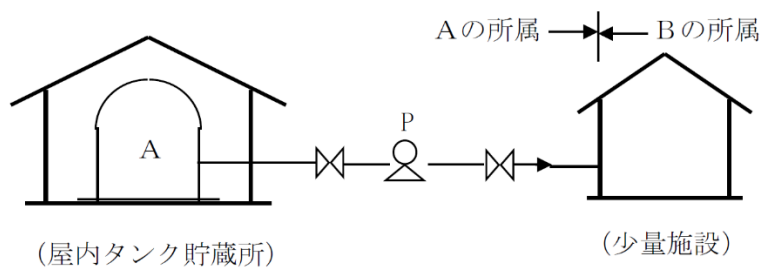
(例) (ア) の例



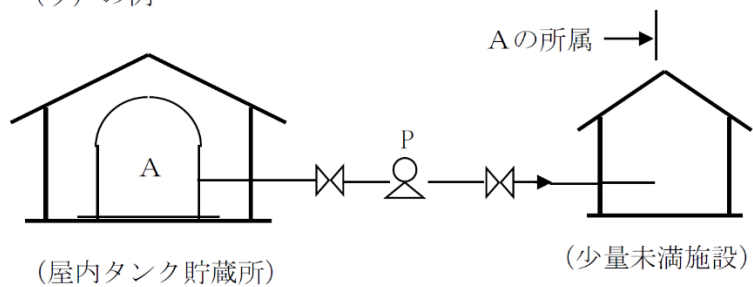
(イ) の例



(イ) の例



(ウ) の例



2 設置又は変更工事に伴う手続きの方法

配管の設置又は変更に伴う手続きは、執務資料編2「製造所等における変更工事の取扱い」によること。

4 電気設備の基準

電気設備は、政令第9条第1項第17号（他の規定において準用する場合を含む。）の規定により、電気事業法（S. 39 法律第170号）に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（H. 9. 3. 27 通商産業省令第52号）によるほか、次の基準によるものとする。

（防爆構造の適用範囲）

電気設備を防爆構造としなければならない範囲は、次のとおりとする。

- 1 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- 2 引火点が40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- 3 可燃性微粉が著しく浮遊するおそれのある場合

内容については「ユーザーのための工場防爆設備ガイド JN10SH-TR-NO. 44」を参照すること。

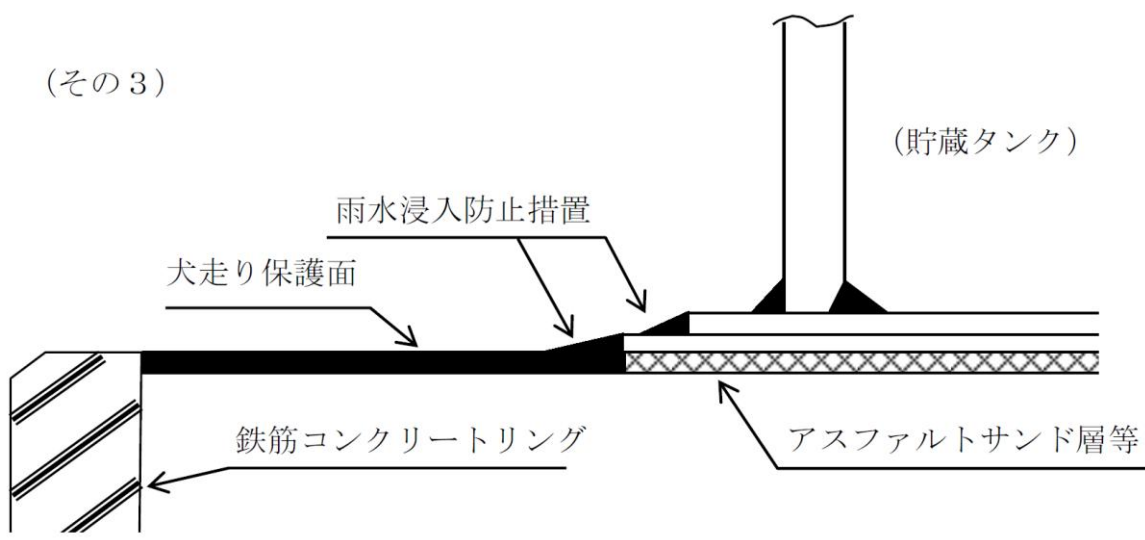
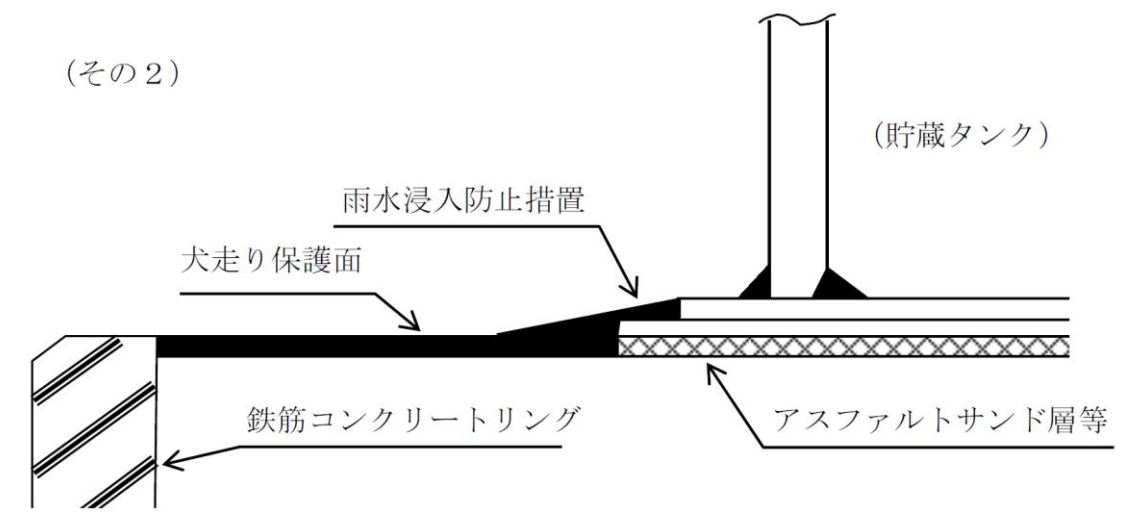
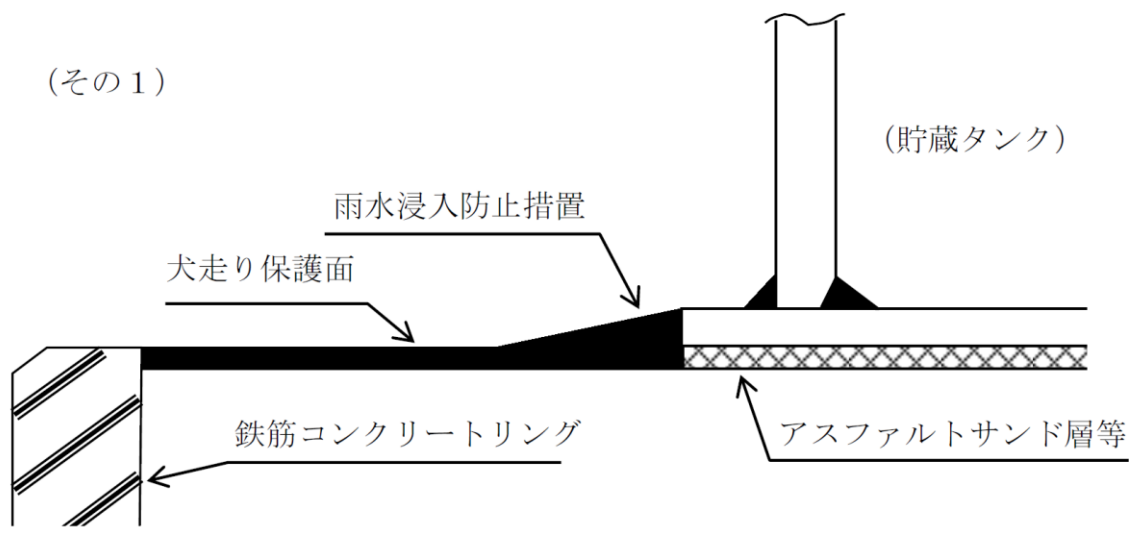
5 雨水浸入防止措置に関する指針

屋外貯蔵タンク底部のアニュラ板等外側張出し部近傍から貯蔵タンク下へ雨水が浸入するのを防止するための措置（以下「雨水浸入防止措置」という。）は、下記に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により行うこと。

屋外貯蔵タンクのうち、その底部を地盤面に接して設けるものにかかる雨水浸入防止措置として、アニュラ板（アニュラ板を設けない貯蔵タンクにあつては底板をいう。以下同じ。）の外側張出し部上面から盛り土基礎等の犬走りにかけての部分の防水性等を有するゴム、合成樹脂等の材料で被覆する方法により行う場合は、次によること（別図参照）。

- 1 アニュラ板の外側張出し部上面の被覆は、側板とアニュラ板との外側隅肉溶接部にかからないように行うこと。ただし、当該タンクにかかる定期点検、保安検査等の際に、容易に当該隅肉溶接部の検査を行うことができるよう措置した場合は、この限りでない。
- 2 犬走り部の被覆は、次によること。
 - (1) 被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅とすること。
 - (2) 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。
- 3 被覆材料は、防水性を有するとともに、適切な耐候性、防食性、接着性及び可撓性を有するものであること。
- 4 被覆は、次の方法により行うこと。
 - (1) 被覆材とアニュラ板上面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう必要な措置を講ずること。
 - (2) 貯蔵タンクの沈下等によりアニュラ板と被覆材との接着部等に隙間を生ずるおそれがある場合は、被覆材の剥離を防止するための措置を講ずること。
 - (3) 被覆材の厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、剥離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。
 - (4) 被覆表面は、適当な傾斜をつけるとともに、平滑に仕上げること。
 - (5) アニュラ板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。
 - (6) ベアリングプレートを敷設する屋外貯蔵タンクにあつては、ベアリングプレート外側張出し部についても、上記(1)から(5)までに掲げる事項に準じて措置すること。

別図 被覆による措置例



6 保有空地内の植栽に係る運用基準

(H. 8. 2. 13 消防危第27号通知)

1 保有空地内に植栽できる植物

保有空地内に植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね50cm以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物（草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする）であること。

なお、防油堤内の植栽については矮性の常緑草に限るものであること。

2 保有空地内の植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- (1) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること。
- (2) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること。
- (3) 消防水利からの取水等の障害とならないこと。
- (4) 防災用の標識等の視認障害とならないこと。
- (5) 危険物施設の維持管理上支障とならないこと。
- (6) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。

3 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体とならないよう、また、成長により上記2の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

4 その他

事業所の形態の変更により状況が大幅に変更される場合等にあっては、随時確認を行うこと。

(参 考)

延焼防止上有効な植物の例

草 木 の 区 分	植 物 名
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等

草 本 類 (矮性に限る)	常 緑 草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等），ペチュニア，（ホワイト）クローバー，アオイゴケ等
	非常緑草	芝，レンゲ草等

注）樹木は，高さが概ね50cm以下に維持管理できるものに限る。

5 保有空地内の植栽

上記 1～4 によるほか、保有空地内の植栽については次によること。

(1) 次に掲げる部分には、植栽を設けないこと。

ア 保有空地内で、危険物の移送（配管による移送は除く。）又は運搬を行う部分

イ 特定通路及び分割通路

(2) 高さが概ね50cm以下の樹木（以下「樹木」という。）の植栽は次によること。

ア 樹木の植栽とすることができる範囲

(7) 区画若しくは屋内貯蔵所等の建築物の外壁（以下「区画等」という。）から 3 m 以上離れた部分

(イ) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の外周又は法尻から外の部分

イ 樹木の植栽の規模

(7) 防油堤又は区画等に面して連続して概ね 5 m までとすること。

(イ) 複数の樹木の植栽を設ける場合は、1 m 以上の間隔を保つこと。

ウ 樹木の植栽の配置

次に掲げるものに留意して配置すること。

(7) 消火設備等の取水部分、送水部分、操作バルブ、起動スイッチ、位置表示灯又は起動表示灯、若しくは、警報設備の起動スイッチ及び位置表示灯等

(イ) 危険物配管及び消火配管の点検に必要な空間

(ウ) 規則第22条第2項第16号の防油堤の堤内に出入りする階段

6 保有空地外の植栽について

屋外タンク貯蔵所の防油堤の外周に樹木の植栽を設ける場合は、5(2)を準用すること。

7 手続きについて

植栽を設けようとするものは、資料提出を行うこと。

資料提出には、植栽の種類とその範囲、工事内容及び安全対策に関する図書を添付すること。

7 タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所に許可等の運用基準

徳島市の管内に設置するタンクコンテナ式移動タンク貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）の許可等にあたっては次の事項に留意すること。

なお、国際輸送用コンテナについても同様の扱いとすること。

1 原則

- (1) コンテナ 1 基と車両 1 台で許可単位とすること。

コンテナが 1 基しかない場合は、1 件の許可となること。

コンテナが 1 基で車両が 2 台あっても移動タンク貯蔵所としての実態は 1 件であるため、2 件の許可は認められないこと。

- (2) コンテナが複数あって車両が 1 台の場合は、容量が最大のコンテナを元コンテナとし、他のタンクを交換コンテナとして扱うこと。

- (3) 他市町村又は徳島市で既に許可検査を受けているコンテナは、他の許可を受けた車両に自由に積載することができること。

この場合、緊結装置が同一であることが要件となること。

また、手続きは原則として必要としないこと。

ただし、新たに積載しようとするコンテナの許可容量が、積載しようとする移動タンク貯蔵所の元コンテナの容量より大きくなる場合、コンテナの品名が許可（品名数量倍数変更届）されている品名と異なる場合、コンテナの重量が元コンテナの重量より大きくなる場合は、品名数量倍数変更届又は資料提出の手続きが必要となること。〔4 参照〕

2 設置許可

- (1) コンテナが複数あってかつ車両も複数ある場合

ア 1 の原則のとおり、一のコンテナを複数の車両で兼用することはできないこと。

イ 両者が同数の時は、コンテナ 1 基と車両 1 台を組み合わせで 1 件の許可とすること。

コンテナが 5 基、車両が 5 台の場合は 5 件の許可となること。

ウ コンテナの数が多い時は、1 基以上のコンテナと 1 台の車両を組み合わせで 1 件の許可とすること。

例えば、コンテナが 5 基で車両が 3 台の場合は、コンテナ 2 基と車両 2 台で 2 件の許可とし、コンテナ 3 基（容量が最大のコンテナが元コンテナ、他の 2 基のコンテナが交換コンテナ）と車両 1 台で 1 件の許可とし、3 件の許可とすること。（例 1）

又は、コンテナ 1 基と車両 1 台で 1 件の許可、コンテナ 2 基と車両 1 台で 1 件の許可、コンテナ 2 基と車両 1 台で 1 件の許可とし、3 件の許可とすること。（例 2）

（例 1）

コンテナ 1 車両 A 1 件の許可

コンテナ 2 車両 B 1 件の許可

コンテナ 3 （計 3 件の許可）

コンテナ 4 — 車両 C 1 件の許可

コンテナ 5

(例2)

コンテナ1 — 車両A 1件の許可
コンテナ2 — 車両B 1件の許可
コンテナ3 (計3件の許可)
コンテナ4 車両C 1件の許可
コンテナ5

エ 車両の数が多い時はコンテナ1基と車両1台を組み合わせで1件の許可とすること。

例えば、コンテナが3基で車両が5台の場合は、コンテナ3基と車両3台で3件の許可とし、他の車両2台は単なる貨物自動車となること。

コンテナ1 車両A 1件の許可
コンテナ2 車両B 1件の許可
コンテナ3 車両C 1件の許可 (計3件の許可)
コンテナ無し 車両D 貨物自動車
コンテナ無し 車両E 貨物自動車

オ 既設の移動タンク貯蔵所が交換コンテナを有して許可を受けている場合で、新たに車両を追加する場合

まず、既設の移動タンク貯蔵所において交換コンテナを除外する資料提出を行い、次に除外したコンテナと追加車両を組み合わせで1件の許可とすること。

この場合もコンテナの数を超える車両の許可件数は不可能であること。

例えば、既設の移動タンク貯蔵所が元コンテナ1基と交換コンテナ4基で許可を受けている場合で、3台の車両を追加する時は、先ず既設の移動タンク貯蔵所で交換コンテナ3基を除外する資料提出を行う。次に、コンテナ3基と車両3台を組み合わせで3件の許可とすること。

① 最初の設置許可

コンテナ1 (元コンテナ)
コンテナ2 (交換コンテナ) — 車両A 1件の許可
コンテナ3 (交換コンテナ) (計1件の許可)
コンテナ4 (交換コンテナ)
コンテナ5 (交換コンテナ)

② 除外する資料提出

コンテナ1 (元コンテナ) — 車両A 1件の許可
コンテナ2 (交換コンテナ) (計1件の許可)
コンテナ3
コンテナ4 許可を受けていないコンテナになる。
コンテナ5

③ 車両追加後の許可

コンテナ1 (元コンテナ) — 車両A 1件の許可
コンテナ2 (交換コンテナ)
コンテナ3 (元コンテナ) — — 車両B 1件の許可
コンテナ4 (元コンテナ) — — 車両C 1件の許可 (計4件の許可)

コンテナ5（元コンテナ）―― 車両D 1件の許可

- (2) 緊結金具が同一の許可を受けた移動タンク貯蔵所がない場合で、他市町村で許可を受けたコンテナ（以下「他市コンテナ」という。）を積載する車両を設ける場合容量が最大の他市コンテナ1基と車両1台で1件の許可とすること。

この場合、(1)イの例により運用すべきであるが、1件の許可を与えた段階ですでに「緊結金具が同一の許可を受けた移動タンク貯蔵所がない場合」の要件を満たさなくなること、また二重規制を極力排除することから、件数は極力少なくすること。

また、1(3)により、原則として自由に積載できるため、交換コンテナとして申請書に含めないこと。

この場合も、他市で交換コンテナとなっているものがあれば、その交換コンテナで2(1)オの手順で処理を行うよう指導することが好ましいこと。

3 変更許可

変更許可が必要な場合は、次の2例である。

(1) コンテナを追加する場合

既に許可を受けた移動タンク貯蔵所の交換コンテナとして変更許可を受けること。

- ア 容量が元コンテナより大きい時は追加するコンテナを元コンテナとして許可すること。

この場合、元コンテナは交換コンテナとすること。

なお、国際輸送用コンテナにあつては、品名数量倍数変更届に関係資料を添付して提出すること。

例えば、コンテナが2基（元コンテナ：容量15kL、交換コンテナ：容量12kL）で許可1件を受けている移動タンク貯蔵所に、新たにコンテナ（容量18kL）2基を追加する場合は変更許可となること。

（設置許可）

元コンテナ1（容量15kL）―― 車両A （1件の許可）

交換コンテナ2（容量12kL）

（変更許可）

元コンテナ1（容量18kL）―― 車両A （1件の許可）

交換コンテナ2（容量18kL）

交換コンテナ3（容量15kL）

交換コンテナ4（容量12kL）

- イ 容量が元コンテナより小さい時は追加するコンテナを交換コンテナとして許可すること。

なお、国際輸送用コンテナにあつては、資料提出を行うこと。

例えば、移動タンク貯蔵所が3件ある場合でコンテナ5基を新規増設する場合は、いずれかの移動タンク貯蔵所の交換コンテナとして変更許可を受ければよいこと。

(2) コンテナを補修又は改造する場合

元コンテナ又は交換コンテナを補修改造する場合は、当該コンテナをもって許可を受けている移動タンク貯蔵所で変更許可を受けること。

4 品名数量倍数変更届及び資料提出

(1) 品名数量倍数変更届は、次の場合に必要であること。

なお、これを省略すると立入り検査で違反処理をされることとなる。

ア 他の移動タンク貯蔵所で許可検査を受けたコンテナを積載する場合で当該コンテナの容量が、積載しようとする移動タンク貯蔵所の元コンテナの容量より大きくなる場合

イ コンテナの品名が既に許可又は品名数量倍数変更届で届出されている品名と異なる場合

ウ 元コンテナを除く場合で、交換コンテナの容量が元コンテナの容量より小さい場合

(2) 資料提出は、次の場合に必要であること。

新たに積載しようとするコンテナの重量が元コンテナの重量より大きくなる場合は、緊結装置の強度を確認する必要があるため関係資料を添付した資料提出の手続が必要であること。

5 許可品名数量の資料

設置（変更）許可又は品名数量倍数変更届には、積載若しくは積載する予定のある化学名及び比重の一覧表を添付すること。

6 その他

(1) 廃止届が必要な場合

次の2つの場合で、コンテナ又は車両のいずれかがなくなる場合は、コンテナの許可番号を抹消する必要があるため廃止届を提出すること。

ア 車両を廃棄する場合

イ 元コンテナ及び交換コンテナの全部を廃棄する場合

(2) (1)アの車両を廃棄する場合でコンテナを継続して使用する場合

ア 2(1)で設置許可を受けている場合は、廃止届と同時に当該移動タンク貯蔵所の元コンテナ及び交換コンテナを他の移動タンク貯蔵所で交換コンテナを増設する変更許可を受けるよう指導すること。

イ 2(2)で設置許可を受けている場合は、廃止届を提出すること。

(3) 第1章第1節2(9)ウ（イ）の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 許可申請書

イ 常置場所位置図

ウ 構造設備明細書

エ タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し

オ 移動タンク貯蔵所の外観三面図

カ タンクコンテナの外観三面図

キ 交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格（ISO・JIS）等が確認できる書類

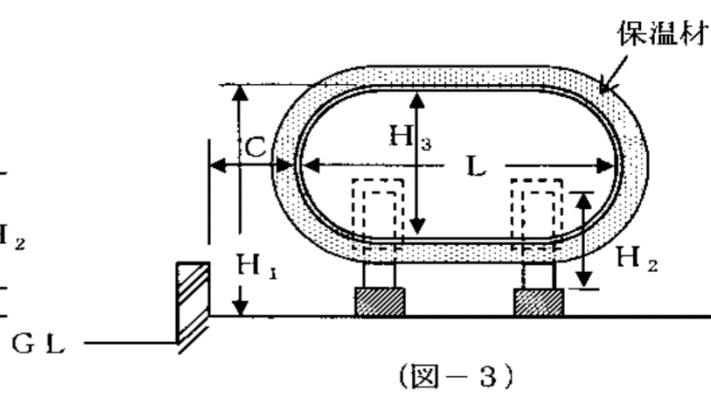
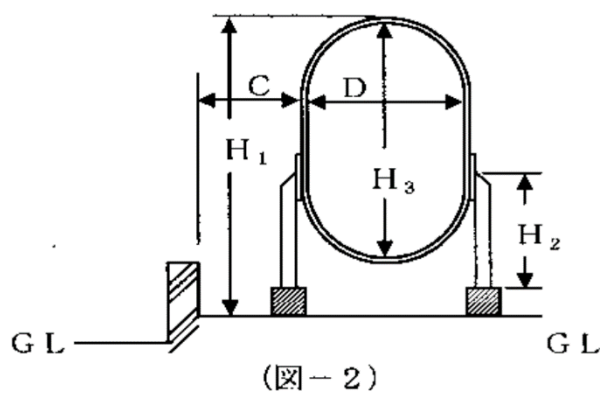
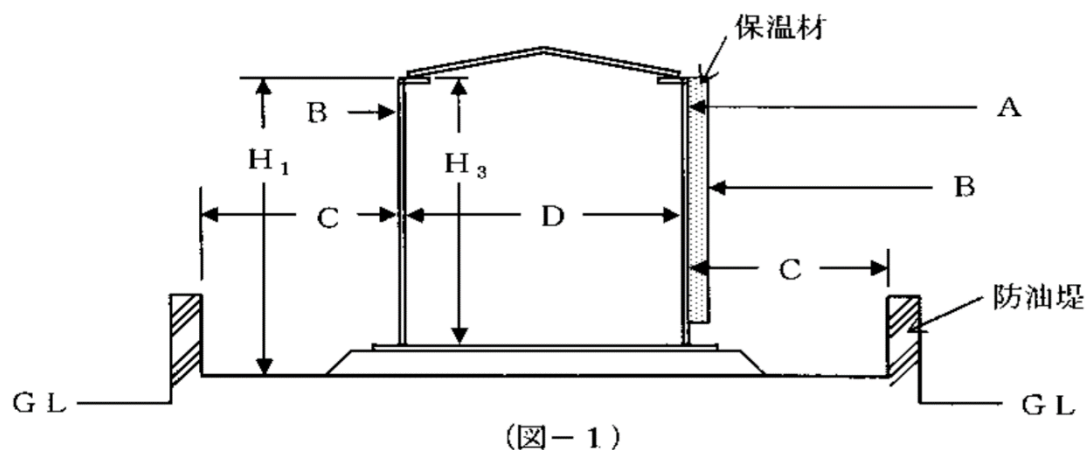
ク 積載危険物の類、品名及び最大数量の表示例

ケ その他必要に応じて添付

(7) 可燃性蒸気回収設備概要図

- (イ) 静電気除去装置構造図
- (ウ) 注入ホース構造図
- (エ) 上記エの英訳又は和訳

8 屋外貯蔵タンクの高さ等の算定方法



項	目	算 定	備 考
敷地内距離	タンク水平断面の最大直径	$D \text{ or } L + \text{板厚} \times 2$	保温含まない
	タンク高さ	H_3	内寸
	距離の起点	A	側板外面
保有空地	タンク水平断面の最大直径	$D \text{ or } L + \text{板厚} \times 2$	保温含まない
	タンク高さ	H_3	内寸
	距離の起点	B	保温外装板
防油堤までの距離	タンク直径	$D \text{ or } L + \text{板厚} \times 2$	保温含まない
	タンク高さ	H_1	防油堤内地盤面
	距離の起点	C	側板外面
固定消火設備の要否	タンク高さ	H_1	防油堤内地盤面
耐火被覆の要否	支柱高さ	H_2	当板含まない

9 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について

(H. 17. 10. 26 消防危第245号通知、H. 30. 3. 30 消防危第44号通知)

1 単独荷卸しの対象となる施設等

(1) 単独荷卸しの対象となる施設

単独荷卸しを行うことができる危険物施設は、次に掲げる施設（以下「給油取扱所等」という。）とする。

- ア 給油取扱所
- イ 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
- ウ 地下タンク貯蔵所

(2) 単独荷卸しの対象となる危険物

単独荷卸しを行うことができる危険物は、次に掲げる危険物とする。

- ア ガソリン
- イ 灯油
- ウ 軽油
- エ 重油

2 給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件

給油取扱所等における単独荷卸しは、給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提となること。

単独荷卸しは、石油供給者においては、基本事項に基づいて、運送業者及び給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

また、自ら単独荷卸しを行う運送業者においては、基本事項に基づいて、給油取扱所等の所有者等を適正に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、当該運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

(1) 関係者（石油供給者、運送業者、給油取扱所等の所有者等）の実施する事項

ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者は、次の事項を実施すること。

(ア) 単独荷卸しの仕組みを構築するために必要な次の事項を定めること。

- a 単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件
- b 給油取扱所等及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備（別添1参照）
 - (a) 安全対策設備の内容（種類、性能）
 - ・コンタミ※1防止装置

- ・ 過剰注入防止設備
- ・ タンク貯蔵量表示装置
- ・ 照明設備
- ・ 防災設備

※ 1 異なる油種を誤って地下タンク又は地下貯蔵タンク（以下「地下タンク等」という。）に注入すること。

- (b) 安全対策設備の維持管理方法
 - (c) 安全対策設備の設置状況の把握方法
 - c 単独荷卸しに係る作業の内容（荷積み作業及び荷卸し作業）
 - d 運送業者が行う教育訓練の内容（別添 2 参照）
 - (a) 乗務員に対する教育訓練
 - ・ 単独荷卸しの仕組み
 - ・ 給油取扱所等の設備
 - ・ 荷積み作業（通常時、事故発生時）
 - ・ 荷卸し作業（通常時、事故発生時）
 - (b) 運送業者の荷卸しについて責任を有する者（以下「運行管理者」という。）に対する教育訓練
 - ・ 上記（a）に掲げる事項
 - ・ 適切な運行管理
 - ・ 災害発生時の対応
 - e 乗務員が単独荷卸しについて必要な知識及び技術を有することを証明する書類の様式
 - f 運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）及び給油取扱所等の所有者等に対する指導内容
- (イ) 石油供給者にあつては、単独荷卸しを行う運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に次の事項を実施させること。
- 自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者に単独荷卸しを行うことが可能な移動タンク貯蔵所を使用させ、単独荷卸しに係る教育を受けた乗務員に、単独荷卸しを行うことが可能な給油取扱所等において、単独荷卸しを適切に実施させること。
- イ 運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、また、自ら単独荷卸しを行う運送業者は、自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、それぞれ次の事項を実施すること。
- (ア) 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
 - (イ) 単独荷卸しを行う乗務員に対して、単独荷卸しの仕組み、単独荷卸しに係る安全対策設備、事故発生時の対応を含めた荷積み及び荷卸し作業に関する教育訓練を実施し、単独荷卸しに必要な知識及び技術を有することを証明する書類を交付すること。（別添 2 参照）
 - (ウ) 運行管理者に対して、単独荷卸しの仕組み、単独荷卸しに係る安全対策設備、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応について教育訓練を行うこと。（別添 2 参照）

- (イ) 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の教育訓練を受けている乗務員に、前記（イ）に規定する証明する書類を携帯させて、単独荷卸しを行わせること。
- (ロ) 運行管理者を常駐させ、単独荷卸しにおいて災害等が発生した場合に備えること。
- ウ 給油取扱所等の所有者等は、石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、次の事項を実施すること。
 - (ア) 単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所を同一事業所内に確保するとともに、適切に管理すること。
 - (イ) 給油取扱所等の単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
 - (ロ) 給油取扱所等の危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者。以下同じ。）及び従業員に対して、単独荷卸しの仕組み、単独荷卸しに係る安全対策設備、単独荷卸しを行う場合の連絡体制及び災害発生時の措置について教育訓練を実施すること。（別添２参照）
 - (ハ) 給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対して、営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合に必要となる作業・役割について教育を実施すること。
 - (ニ) 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。
 - (ホ) 単独荷卸しを実施する運送業者に対して、給油取扱所等の設備、移動タンク貯蔵所の停車・作業場所等について情報提供する体制を構築するとともに、給油取扱所等の危険物保安監督者と運行管理者との連絡方法について調整すること。
 - (ヘ) 給油取扱所等の営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

3 安全対策設備の設置に係る手続

別添１に示す安全対策設備を給油取扱所等または移動タンク貯蔵所に設置する際には、変更許可の手続が必要となる場合があるので留意すること。

ただし、当該設備については、事前に資料の提出を求め、変更工事の内容が法第10条第4項の技術基準と関係がない場合又は技術基準の内容と関係が生じるとしても保安上影響を及ぼさない軽微なものである場合には、変更許可の手続を要しないものとして差し支えないこと。

（別添１）

単独荷卸しに必要な安全対策設備

1 コンタミ防止装置

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際にコンタミを防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と地下タンク等（注入口を含む。）に設けられる機器から構成されるものである。

ただし、移動タンク貯蔵所と単独荷卸しの対象となる施設（灯油を一般の人に販売するものを除く。）の地下タンク等（単独荷卸しを行う注入口付近に対象外の注入口が併置されているものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱う油種がいずれも単一で、かつ、同一である場合は、設置しないことができる。

(1) コンタミ防止機能

ア 有効にコンタミを防止できるものであること。

(ア) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物の種類を荷積みの段階から正確かつ容易に把握できるものであること。

(イ) 荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類を正確かつ容易に把握できるものであること。

(ウ) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物と荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類が一致する場合にのみ、当該槽の底弁等が開き荷卸しが行えるものであること。

(エ) 申請された油種相互のコンタミを防止できるものであること。

イ コンタミ防止機能を停止する機能を有する場合には、次のとおりであること。

(ア) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

(イ) コンタミ防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握することができるものであること。

(2) 操作性

ア 操作性

乗務員1人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

乗務員に危害を及ぼさないものであること。

(3) 信頼性

ア 強度

使用時、車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

2 過剰注入防止設備

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際に危険物の過剰な注入を防止するための装置であり、地下タンク等に設けられる機器のみから構成されるものと移動タンク貯蔵所及び地下タンク等の両方に設けられる機器で構成されるものがある。

(1) 過剰注入防止機能

ア 地下タンク等への危険物の過剰な注入を有効に防止することができるものであること。

イ 過剰注入防止機能を停止する機能がある場合には、次のとおりであること。

(ア) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

(イ) 過剰注入防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握できるもの

であること。

(2) 操作性

ア 操作性

乗務員 1 人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

乗務員に危害を及ぼさないものであること。

(3) 信頼性

ア 強度

荷卸し時及び車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

3 タンク貯蔵量表示装置

地下タンク等内の危険物の量を自動的に表示する装置であり、地下タンク等に設けられるものと移動タンク貯蔵所に設けられるものがある。

(1) 表示機能

地下タンク等内の危険物の量の変化が荷卸し中に随時確認できるものであること。

(2) 設置場所

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際に容易に表示内容を確認することができるよう、地下タンク等に設ける場合にあっては注入口の近傍に設け、移動タンク貯蔵所に設ける場合にあっては吐出口の近傍に設けること。

4 照明設備

(1) 機能

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られるものであること。

(2) 設置場所

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られる場所に設置するとともに、当該照明設備のスイッチは運転手が容易に操作できる場所に設けること。ただし、次に掲げるいずれかの照明設備は、スイッチを設けないことができる。

ア 無線通信等により、照明が自動点灯するもの

イ 24 時間営業の給油取扱所において、照明が常時点灯しているもの（単独荷卸しの作業を行う場所において必要な照度が得られる場合に限る。）

5 防災設備

(1) 機器の種類

ア 給油取扱所等の見取図

単独荷卸し作業を行う場所（集中注入口又は、タンク直上式注入口の位置等）、単独荷卸しに必要な設備の位置を明示したもの

イ 消火器

Ｂ火災用の能力単位の合計が10 単位以上となるもの（本数は１本又は２本とし、給油取扱所等又は移動タンク貯蔵所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できるようにすることで差し支えない。）

ウ 乾燥砂又は油吸着材

乾燥砂：25kg以上（使いやすいようにバケツなどに小分けしたもの）

油吸着材：漏れた危険物を有効に回収できる量であって、かつ、25kg の乾燥砂と同等以上の効力を有する量以上とすること

エ 緊急用電話

消防機関等に連絡できるもの

オ 通報連絡方法手順書

事故発生時に消防機関、給油取扱所等の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したもの

(2) 設置場所

ア 事故発生時に容易にかつ安全に使用することができる場所に集合させて設置すること。

イ 上記(1)ア、エ及びオについては、給油取扱所等の防火塀又は建築物の外壁等に設けられた耐候性等を有する箱（自立型のものを含む。以下「コントロールボックス」という。）に収納されていること。ただし、次に掲げるいずれかの緊急用電話は、コントロールボックスに収納しないことができる。

(ア) 乗務員の携行する携帯電話（運送業者等において組織的に管理され、常時使用できるものに限る。）

(イ) 24 時間営業の給油取扱所等の事務所に設置される常時使用可能な固定電話

(別添２)

給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練

1 教育訓練の実施主体

運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、それぞれ適切に、乗務員及び運行管理者に対して教育訓練を実施するものであること。

また、給油取扱所等の所有者等は、石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、適切に、当該給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対して教育訓練を実施するものであること。

2 教育内容

(1) 一般的事項

ア 単独荷卸しの仕組み

イ 給油取扱所等の施設・設備の構造について

- (7) 各種コンタミ防止装置
- (イ) 過剰注入防止設備
- (ウ) タンク貯蔵量表示装置
- (エ) 照明設備
- (オ) 防災設備
- (カ) タンク注入口の識別方法

ウ 単独荷卸しの作業手順について

エ 異常時の対応方法について

(2) 個々の給油取扱所等に係る事項

ア 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所

イ 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所付近の道路状況（非営業又は非作業中における単独荷卸しにおいて、移動タンク貯蔵所の停車・作業場所付近の交通状況、給油取扱所等周辺の地勢等）

ウ 給油取扱所等の必要資機材の配置図等（給油取扱所等の防災設備等の配置位置等）

3 訓練内容

(1) 単独荷卸し作業訓練（模擬設備あるいは給油取扱所等の施設）

(2) 災害時の対応訓練

ア 消火器の使用方法（オイルパン等の油火災を実際に消火する。）

イ 乾燥砂等、油吸着剤等による漏えい拡大防止方法

ウ 災害時における消防機関等への通報要領（単独荷卸し先の給油取扱所等名、住所等を正確に通報できるようにする。）

エ 単独荷卸し作業異常時の対応（過剰注入防止設備の作動時、コンタミ防止装置の異常作動時等の対処）

4 教育訓練の対象、内容、時期及び周期

(1) 単独荷卸しをはじめて行う場合の教育訓練

対 象	内 容	時 期
はじめて単独荷卸しを行う乗務員	上記2及び3の教育訓練	単独荷卸し業務を行う前に実施

(2) 単独荷卸し方式、給油取扱所等対象が変わった場合の教育訓練

対 象	内 容	時 期
単独荷卸しの経験はあるが、これまでに経験のない方式による単独荷卸しを行う乗務員	上記 2 (1) 及び 3 (1) 及び (2) エの教育訓練	単独荷卸し業務を行う前に実施
同一方式の単独荷卸しの経験はあるが、当該給油取扱所等においてはじめて単独荷卸しを行うこととなる乗務員	上記 2 (2), 3 (1) 並びに (2) ウ及びエの教育	単独荷卸し業務を行う前に実施

(3) 定期に実施する技能の水準を確保するための教育訓練

対 象	内 容	時 期	周 期
単独荷卸し業務に従事している乗務員	上記 2 (1) 及び 3 の教育訓練	運行管理者が立案する年間計画による時期	3 年に 1 回以上実施
単独荷卸しを行う運送業者の運行管理者	上記 2 の教育	石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が立案する年間計画による時期	3 年に 1 回以上実施
単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員	上記 2 の教育	石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が立案する年間計画による時期	3 年に 1 回以上実施